

守山市住生活基本計画の策定について

1 計画の目的と位置付け

住生活基本計画は、住生活基本法に基づき、市民の住生活の安定の確保および向上の促進に関する施策を推進するため、住宅施策全般を対象とするなかで地域の特性に応じた住生活を巡る課題を設定し、方向性を提示する計画であり、本市では、平成21年3月に「守山市住生活基本計画（H21～R2）」を策定し、市営住宅の提供、耐震化の促進、地区計画の活用など、様々な住宅施策を推進してきました。

こうした中、本計画は策定から12年が経過し、この間にあった社会情勢の変化、関係法令の整備など、住宅需要の多様化や住宅・住環境を取り巻く状況の変化により生じる新たな課題への対応が求められています。国においては、令和3年3月に住生活基本計画（全国計画）の見直しが行われ、滋賀県においても国の見直し内容を踏まえ、令和3年度に滋賀県住生活基本計画（県計画）の見直しが行われる予定です。

こうした状況を踏まえ、本市では、守山市総合計画、その他関連計画との整合を図るなか、総合的かつ計画的な住宅政策を推進するための基軸として、令和3年度末を目途に新たな計画を策定するものです。

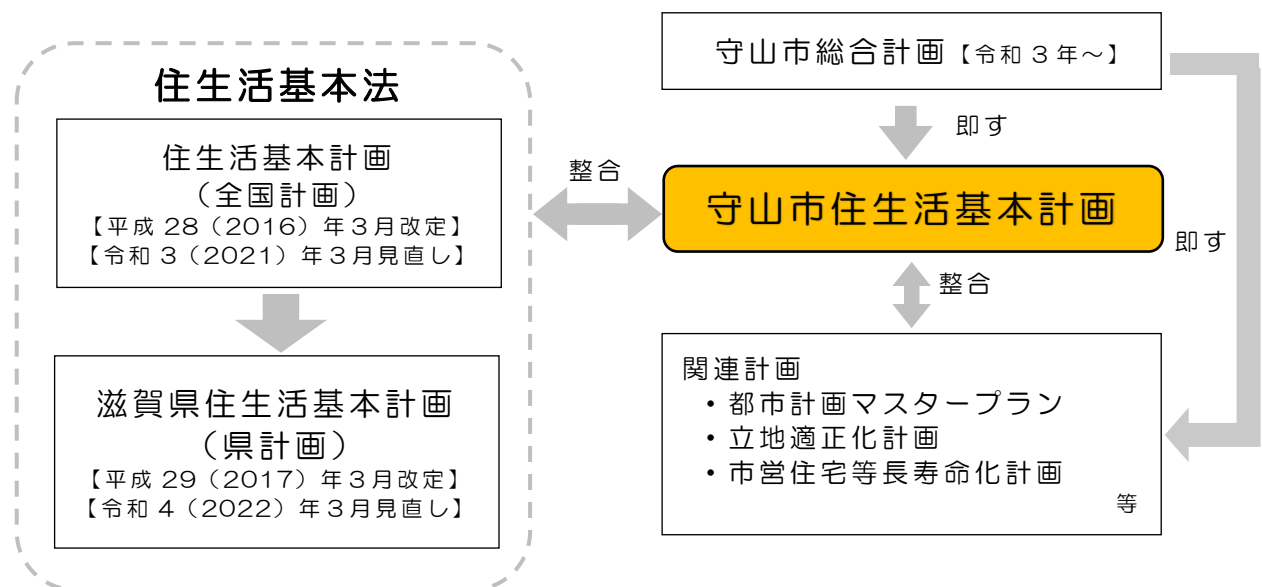


図 守山市住生活基本計画の位置付け

2 新たな計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和13年度までとし、全国計画（令和2年度見直し）および県計画（令和3年度見直し予定）における検討状況を反映した上で新たな計画を策定します。

なお、社会情勢等の変化に応じ、適宜必要な見直しを行います。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
全国計画	現行計画(H28～R7)			見直し							新たな計画(R8～R17)			見直し		
県計画	現行計画(H28～R7)				見直し						新たな計画(R8～R17)					見直し
守山市計画	現行計画(H21～R2)					新計画策定	新たな計画(R4～R13)				見直し					新計画策定

図 守山市住生活基本計画の計画期間

3 計画の検討体制

学識経験者および各分野の専門家等で構成する「守山市住生活基本計画策定検討委員会」および庁内関係課で構成する「守山市住生活基本計画策定検討会議」を設置し、専門的かつ幅広い意見を取り入れることで、計画の充実を図ります。

また、アンケート調査およびパブリックコメントを行い、市民の意向を計画に反映します。

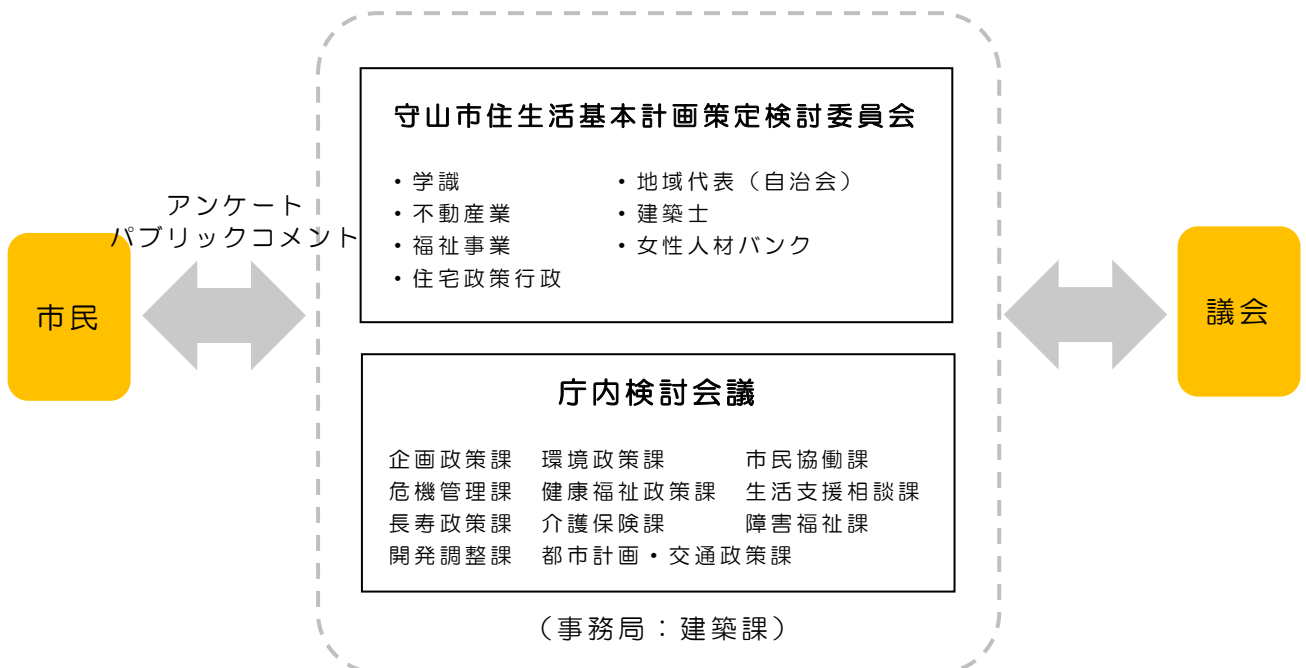
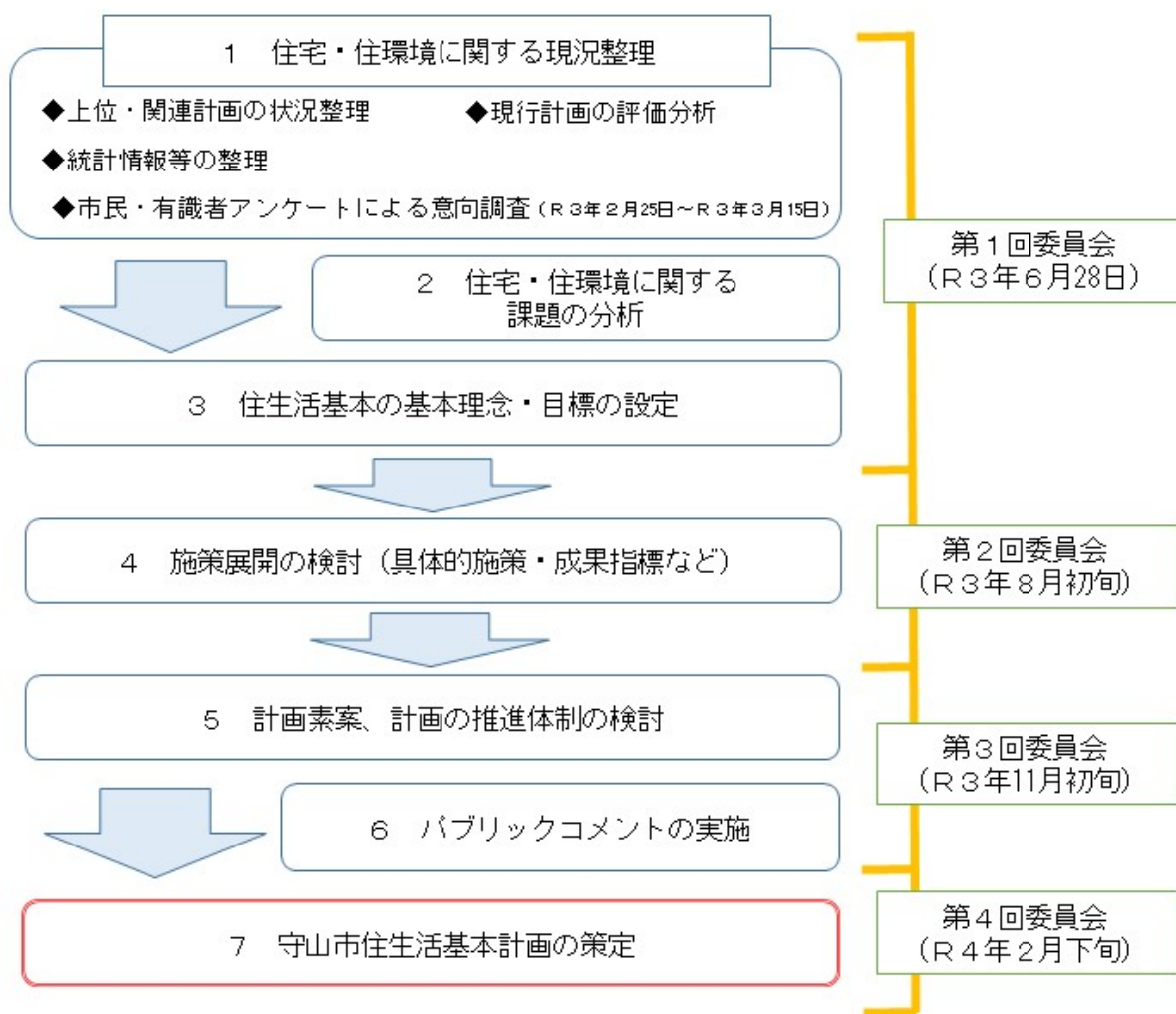


図 守山市住生活基本計画の検討体制

4 計画策定のフロー



5 委員会開催のスケジュール

回	主な検討テーマ	開催時期
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅・住環境の現況整理 ◆本市の住宅・住環境に関する課題の整理 ◆住生活基本計画の基本方針の検討 	R3年6月28日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ◆施策の展開方針の検討 ◆具体的施策の検討 ◆成果指標の検討 	R3年8月初旬
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ◆計画素案の検討 ◆計画実現に向けて 	R3年11月初旬
パブリックコメント実施（R3年1月から2月予定）		
第4回	<ul style="list-style-type: none"> ◆パブリックコメントの実施結果について ◆守山市住生活基本計画の策定について 	R4年2月下旬